破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４２８号
埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘３丁目10番３号
付忠誠方
破産者　皆藤　信也
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５４２号
埼玉県川越市大字木野目1985番地60　（コーポ佐知105号室）
破産者　松本　隆幸
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５８６号
埼玉県狭山市大字青柳1489番地の９、破産手続開始時の住所埼玉県狭山市大字東三ツ木335番地の３　ＴＯＰ狭山第１―208
破産者　対馬　純平
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５２９号
北九州市八幡西区本城１丁目24番20―305号、破産手続開始決定時の住所北九州市小倉南区沼本町３丁目３番23号
破産者　北野　晋也
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４７７号
宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば２丁目22番地の３　プライムアースＥＶエナジー大和寮Ａ棟221、開始決定時の住居表示宮城県黒川郡大和町吉田字高田西26番地（83Ｂ３Ｌ）プライムアースＥＶエナジー大和寮Ａ棟221
破産者　平間　恵太
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６３７号
仙台市宮城野区苦竹１丁目５番30号　コーポウイングⅠ―202
破産者　岩井　　正
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２７号
宮城県大崎市松山金谷字向田136番地１　県営松山金谷住宅６－２、従前の住所宮城県加美郡色麻町四竈字東原266番地
破産者　熊谷　里美
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
山形県西村山郡河北町谷地字月山堂371番地の４　Ｍ・Ｏハウス谷地105号室、開始決定時の住所山形県寒河江市大字日和田601番地
破産者　菊地　武敏
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３７号
山形市城西町１丁目７番16―203号　霞雅ビルＡ、前住所山形市印役町２丁目６番32号
破産者　東海林俊昭
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５４号
山形市蔵王成沢675番地10
破産者　芳賀　光弘
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９５号
川崎市宮前区宮崎665番地２
破産者　木下　邦夫
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１９６号
川崎市宮前区宮崎665番地２
破産者　木下　和子
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１９７号
川崎市宮前区宮崎665番地２
破産者　木下　邦治
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２６７号
富山県富山市向新庄町３丁目７番14―205号レオパレスエスポワール、開始決定時の住所横浜市西区西戸部町２丁目220番地　山伸ビル301号
破産者　松田　健吾
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５９０号
川崎市中原区苅宿12番５号
破産者　篠崎　義親
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６３８号
川崎市中原区新城１－８－１　清和荘　201号、住民票上の住所川崎市中原区新城２丁目４番１号　スルガビル　301
破産者　山田　重樹
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７０５号
川崎市高津区子母口436番地３　めぐみ荘104
破産者　柴田　光穂
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係